

入間市業務委託契約書・入間市業務委託契約約款取扱要領

(平成15年5月1日施行)

[沿革] 平成24年4月1日、平成30年10月1日改正

契約書関係

- (1) 契約書については、書式を別に定める。
- (2) 入間市契約規則第26条において契約の保証を求める場合には、受注者が契約保証金又は同条第4項各号に掲げる保証のいずれかを選択するための期間を考慮するとともに、受注者から提出された保証の内容を確認した後契約を行うこと。また、業務委託契約書の契約保証金の欄には、契約保証金の納付以外のものを選択した場合にあっても、一律に「業務委託料の10分の1以上」と記入すること。
- (3) 入間市契約規則第28条に定める契約の保証金を求めない場合には、契約書の契約保証金の欄には「免除」と記入すること。
- (4) 契約書のその他特定条件の欄は、当該業務委託契約の特定条件として、本約款中の不要な条文を適用しない旨などを明記する場合に活用すること。
- (5) 建築士法第22条の3の3の規定に該当する場合には、その他特定条件の欄に「建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり」と記載し、契約約款の前に必要事項を記載した別紙を加えること。

契約約款関係

第2条関係

期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。

第5条関係

- (1) 発注者が監督員を定めたとき又は変更した場合には、その氏名等を受注者に書面をもって、通知すること。
- (2) 監督員の権限に関する事項については、設計図書に定める必要があること。

第7条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。なお、報告すべき内容、方法、時期等については、必要に応じて設計図書に定めておくこと。

第13条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。